

2020年6月1日

株主各位

## 第61期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・会社の体制及び方針
- ・会社の支配に関する基本方針
- ・連結注記表
- ・個別注記表

上記の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.yskf.jp/ir/kabunusisoukai.html>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

焼津水産化学工業株式会社

# 会社の体制及び方針

## (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループ全体に係る「企業倫理規範」を整備し、代表取締役社長が率先垂範するとともに、繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しています。
- b. 代表取締役社長を委員長とし、監査等委員である取締役を含むコンプライアンス委員会を設置して、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程の改廃及びコンプライアンス体制上の重要な問題を審議しています。規定されたコンプライアンス体制は、経営統括本部がリスク・コンプライアンス事務局となって運営・管理しています。
- c. 「企業倫理規範」に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体等に対して、一切の関係を遮断し不当な要求には断固として拒否しています。
- d. 法令・定款違反行為が発覚した場合の対応については、リスク・コンプライアンス事務局が速やかに社内外への対応を行うための規定に基づいて実施し、当該取締役・使用人に対する具体的な処分については、「就業規則」の定めによって決定しています。
- e. 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価の実施基準」に「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」を定め、内部監査室の主導の下、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持及び向上を図っています。

### ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社及び子会社の取締役の職務遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しています。当社の取締役及び子会社の取締役と監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することが可能になっています。
- b. 「情報管理規程」に則って、保存した情報を管理しています。

### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループのリスク管理体制を「リスク・コンプライアンス管理規程」に定め、管理状況をリスク管理委員会に報告・運用しています。
- b. 品質に係るリスクについては、「クレーム処理規程」に則って品質不良に対する再発防止策の実施等により管理を行うとともに、ISO9001の継続による経営管理システムの向上を図っています。
- c. 災害に係るリスクについては、「緊急対応マニュアル」及び事業所別「災害対応マニュアル」を制定し、経営統括本部を全社横断的な統括責任部署としています。
- d. 情報セキュリティに係るリスクについては、「情報管理規程」「情報システム管理規程」に則り、人的、技術的、物理的対策を整備するとともに、経営統括本部が全社横断的な統括管理を行っています。
- e. その他のリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。新たに生じるリスクについては、当社グループ内における経営会議にて速やかに対応責任者となる取締役を定め、対処するものとし、緊急を要する不測の事態が発生した際には、「不祥事件発生時の対応規程」「緊急対応マニュアル」「災害対応マニュアル」に則って、速やかに全社横断的な対応を実施しています。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 「職務権限規程」に則り、会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な業務を確保しています。
  - b. 当社及び子会社の取締役を構成員とする経営会議を設置し、月次業績のレビューと改善策の実施等を審議し、迅速に推進しています。
  - c. 当社の取締役会による中期経営計画の承認、中期経営計画に基づく年次、事業部門毎の業務計画と予算の設定に基づき、当社の取締役会にて3ヶ月毎に計画の進捗報告を実施しています。
  - d. I R担当取締役を設け、適切な適時情報開示とI R説明会の推進により、適正な会社情報の公表により社内外への理解を得ることを徹底しています。
- ⑤ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受けています。
  - b. これらの運用を明文化するために「子会社管理規程」を設け、当社子会社の取締役等からの報告を受ける体制を確保し、当社子会社を管理運用しています。なお、法令遵守については、グループ全体のコンプライアンス体制にて管理しています。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、内部監査室の使用人が兼務し、その使用人との適切な連携によって、実効的な監査等委員会監査を補完するものとしています。
  - b. 当社の監査等委員会は、特定の業務における監査において、代表取締役社長及び当該業務の所管取締役の承認を得て、内部監査室又は当該部署の職員を指名するとともに、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当社の監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関しては代表取締役社長及び当該部署の所管取締役等の指示命令に優先することを徹底しています。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 当社及び子会社の取締役又は使用人等は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事案が生じた場合は、速やかに当社の監査等委員会に報告することを徹底しています。
  - b. 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定しています。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社に周知徹底しています。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じています。

## ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 当社の監査等委員会と代表取締役社長及び各取締役は、必要に応じ、会社が対処すべき課題、会社をとりまくリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換しています。
- b. 監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わることができるものとし、内部監査室は、内部監査結果の報告等監査等委員会との連携に努めています。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況については、監査等委員及び内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、財務報告に係る内部統制について、内部監査室が主体となって整備・運用評価、有効性の評価を実施しております。

### ② コンプライアンス

リスク及びコンプライアンス体制の見直しを実施し、2020年1月よりリスク・コンプライアンス委員会をリスク管理委員会とコンプライアンス委員会に分離して体制の強化を図っております。コンプライアンス委員会は原則年4回開催し、コンプライアンス上の問題を防止するための体制整備等に関して協議を行います。当該委員会にて、社内通報制度であるホットラインやコンプライアンス違反報告の状況等の報告と協議を行っており、また、法令及び定款を遵守するため、グループ各社を含めた全社員に対し、社内研修を行う等、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理体制

リスク及びコンプライアンス体制の見直しを実施し、2020年1月よりリスク・コンプライアンス委員会をリスク管理委員会とコンプライアンス委員会に分離して体制の強化を図っております。リスク管理委員会は原則年4回開催し、発生が予想されるリスク等への対応に関して協議を行います。当該委員会にて優先的に対応するリスクを期初に設定し、対応状況等の報告と協議を行っております。

### ④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画書に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。また、監査等委員は、取締役会、その他必要に応じて重要な会議に出席し、業務執行の状況確認を行うとともに、内部監査室や会計監査人との情報交換等を行うことで、経営監督機能の強化及び向上を図っております。

## 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記(3)②aに定義されます。以下同じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様に判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があつた場合にも、それが当社の企業価値の向上又は株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）を取得することで（以下、支配株式の取得を目指す特定の者又はグループを「買収者等」といいます。）、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、買収者等は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び当社定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

#### ① 3ヵ年中期経営計画「Create Next YSK」

当社グループは、2019年度から2021年度までの3ヵ年中期経営計画「Create Next YSK」を策定しました。本3ヵ年中期経営計画では、「おいしさ」と「健康」で価値創造フィールドを拡大し、顧客に支持される食品メーカーへと成長することをビジョンとして、3つの基本戦略 ((i)差別化とフィールド拡大による成長、(ii)海外事業のステージアップ、(iii)新規事業育成) を軸に成長戦略を描いていくことを基本方針としております。しかしながら、昨年の当社製品の一部における不正表示の判明を受け、再発防止策に優先的に取り組んでいくことに加え、世界的流行となっている新型コロナウイルス感染症の今後の事業に与える影響も踏まえ中期経営計画の大幅な見直しが必要と判断しております。これらに注力することで、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めてまいります。詳細につきましては、招集ご通知の6頁の「1. 企業集團の現況 (4) 対処すべき課題」をご参照ください。

#### ② コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名、うち、監査等委員である取締役3名で構成され、同会には子会社を含む重要事項が付議され、審議・決裁しています。この中で、中期・年次計画に基づく業績の状況について適時報告し議論・検討しています。また、執行役員制度を導入しており、業務執行に係る責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営会議を毎月開催して経営環境の変化への迅速な対応・対処方針を決定しています。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名、うち、社外取締役2名で構成され、監査等委員である取締役は取締役会等に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人及び監査等委員以外の取締役からの報告を受ける等、監査等委員以外の取締役の業務執行について、厳正な適法性及び妥当性監査を行っています。

以上のように、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置くこと等により、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること、また、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務

執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図っています。

なお、社外取締役3名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する東京証券取引所に対し独立役員として届け出ています。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。更に、当社は、半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を任意に設置し、同委員会にて取締役候補者の選定及び取締役の報酬について審議・決定することで、取締役の指名及び報酬に対する監督の強化を図っています。その他、取締役会の実効性に関する分析・評価を年次で実施しており、その結果をもとに実効性の改善を図っています。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、2018年5月10日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2018年6月27日開催の当社第59期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの概要是、以下のとおりです。

#### ① 本プランの目的

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によってはそれを受けた当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めるこによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記②eに定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2018年5月10日開催の取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続を決定し、2018年6月27日開催の第59期定時株主総会にて、株主の皆様よりご承認いただきました。

#### ② 本プランの内容について

a. 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)ないし(c)のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除き、以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

(a)当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

(b)当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

(c)上記(a)又は(b)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数の場合を含みます。以下本(c)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。）

b. 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

c. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

e. 特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（補欠者を含みます。）及び社外有識者の中から3名以上の委員を選任する特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

f. 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対

する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

g. 対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定する新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

③ 本プランの有効期間並びに継続、及び廃止について

本プランの有効期間は、第59期定期株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定期株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、隨時これを廃止させることができると考えます。

(4) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、(2)記載の取組み及び(3)記載の本プランは、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、(1)記載の基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、(i)株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、(ii)本プランの存続が株主の皆様の意思に係らしめられていること、及び(iii)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 マルミフーズ株式会社  
UMI ウェルネス株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

- その他有価証券
- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- (ロ) たな卸資産 主として総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

- 定率法  
ただし提出会社の焼津工場の建物、機械及び装置は定額法  
1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
  - ・建物及び構築物 10年～31年
  - ・機械装置及び運搬具 4年～10年

###### (ロ) 無形固定資産

(リース資産を除く)

###### (ハ) リース資産

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### (イ) 貸倒引当金

(ロ) 賞与引当金

###### (ハ) 役員株式給付引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

株式交付規程に基づく当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

提出会社

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産として計上しています。

連結子会社

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の額に基づき計上しています。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しています。

2. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,461,660千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	6,469千円
土地	185,587千円
計	192,056千円

(注) 上記資産は、協同組合焼津加工センターの金融機関からの借入金1,144,265千円に対して担保に供しています。

(3) 偶発債務

今般の当社製品の一部における不正表示（以下「本事案」）が判明したことに伴い、本事案に関する費用について可能な範囲において当連結会計年度において品質関連損失に計上しています。今後も本事案に関する費用が発生しますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結計算書類には反映しておりません。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	13,056,198	—	—	13,056,198

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

###### (イ) 2019年5月17日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 233,583千円
- ・1株当たり配当額 19円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月27日

(注)2019年5月17日開催の取締役会決議による配当金の総額には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金507千円が含まれております。

###### (ロ) 2019年11月1日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 122,938千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2019年9月30日
- ・効力発生日 2019年12月3日

(注)2019年11月1日開催の取締役会決議による配当金の総額には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金267千円が含まれております。

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

###### 2020年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 172,113千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 14円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月26日

(注)2020年5月11日開催の取締役会決議による配当金の総額には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金373千円が含まれております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品に対する取組方針について

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（自己資金又は銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

また、運用についてはリスクの高いものは排除し、安全確実な運用に限定しており投機的な取引は行わない方針であります。

デリバティブ取引は、基本的に取り扱わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、極力リスク回避するよう努めております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが80日以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。リース債務は主に機械関係リースであるため、金利についての変動リスクはありません。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

提出会社は営業管理規程及び与信限度管理規程に従い、営業債権について各営業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、提出会社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引は実施しておりません。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

提出会社の営業債権債務は、そのほとんどの取引先が日本国内であり、円貨での決済であるため為替の変動リスクは僅少であります。

また、借入金及びリース債務についての支払金利の変動リスクは、基本的に固定金利であるため、その変動リスクはほとんどありません。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘査して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は存在しませんが、新規開始の場合は取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当の承認を得て行う方針であります。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

提出会社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理・回避しております。連結子会社においても、資金繰り計画を作成するなど提出会社と同様な管理を行い、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2. を参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,098,849	9,098,849	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,114,562	3,114,562	—
(3) 投資有価証券	1,849,211	1,849,211	—
資産計	14,062,623	14,062,623	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,044,501	1,044,501	—
(2) 短期借入金	700,000	700,000	—
(3) 未払法人税等	54,351	54,351	—
負債計	1,798,852	1,798,852	—

(※) デリバティブ取引は該当ありません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

② 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	18,162

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,098,849	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,114,562	—	—	—
合計	12,213,411	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,592円33銭

(2) 1株当たり当期純利益 25円79銭

(注) 当社は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする信託を通じた株式報酬制度を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています（当連結会計年度26,713株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています（当連結会計年度26,713株）。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 連結計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

(イ) 子会社株式

(ロ) その他有価証券

・時価のあるもの

・時価のないもの

##### ② たな卸資産

移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、焼津工場の建物、機械及び装置は定額法

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～31年

機械及び装置 10年

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

期間均等償却

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

##### ③ リース資産

##### ④ 長期前払費用

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき退職給付引当金又は前払年金費用として計上しています。

株式交付規程に基づく当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ① 貸倒引当金

##### ② 賞与引当金

##### ③ 退職給付引当金

##### ④ 役員株式給付引当金

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しています。

## 2. 表示方法の変更

### (損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,225,617千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	6,469千円
土地	185,587千円
計	192,056千円

(注) 上記資産は、協同組合焼津加工センターの金融機関からの借入金1,144,265千円に対して担保に供しています。

(3) 区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権 22,468千円  
② 短期金銭債務 6,762千円

(4) 偶発債務

今般の当社製品の一部における不正表示（以下「本事案」）が判明したことに伴い、本事案に関する費用について可能な範囲において当事業年度において品質関連損失に計上しています。今後も本事案に関する費用が発生しますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、計算書類には反映しておりません。

## 4. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引

売上高	111,229千円
仕入高	73,932千円
販売費及び一般管理費	568千円
営業取引以外の取引高	24,164千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	789,045	70	—	789,115

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り70株であります。

2. 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式26,713株が含まれております。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

#### (繰延税金資産)

賞与引当金	36,473千円
未払事業税	8,460千円
有価証券評価損	16,785千円
減損損失	36,037千円
その他	49,290千円
繰延税金資産小計	147,047千円
評価性引当額	△48,719千円
繰延税金資産合計	98,328千円

#### (繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	12,661千円
前払年金費用	56,272千円
その他有価証券評価差額金	294,718千円
繰延税金負債計	363,651千円
繰延税金負債の純額	265,323千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有者) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	マルミフーズ株式会社	100	水産物の加工・販売	直接 100	兼任 1名	当社商品の仕入先	受取 賃貸料	21,356	その他 (流動負債)	1,960
							受取利息	2,663	その他 (流動負債)	280
							資金の 貸付	540,000	関係会社 短期貸付金	240,000
							資金の貸 付回収	560,000	関係会社 長期貸付金	30,000

#### (注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれていません。
- 受取賃貸料については、第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,581円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 22円35銭    |

(注) 当社は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする信託を通じた株式報酬制度を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度26,713株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています（当事業年度26,713株）。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。